

令和2年度 第8回江津市農業委員会総会

日時：令和2年9月23日(水) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

○出席農業委員（11名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番山本秀彦 4 番藤井孝子  
5 番柳原良雄 6 番和田幸子 7 番大村理之 8 番二本木俊二  
9 番田代和秋 10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（10名）

井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸  
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事藤田佳久 次長高井誠

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和2年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。それでは、ただ今より令和2年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、総会後に資料の説明があると事務局

より聞いていますので早速議事に移ります。本日は、盆子原推進委員より欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。ご了解いただきましたので、8番 二本木委員、9番 田代委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明、報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局より説明をさせていただきます。資料は、前に送付させていただきました第8回総会の議案集をご確認願います。座って説明をさせていただきます。1枚めくって頂きまして、下側、ページをうっていますけれど2ページになります。農地法第18条第6項の規定による届出について説明させていただきます。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●番●、地目は登記簿現況ともに田です。面積が●●●●㎡です。賃借人と賃貸人についてはご確認願います。解約届出日が令和2年8月17日、解約成立日が令和2年8月16日、引渡が令和2年8月31日です。解約の理由は合意解約です。簡単ですが事務局からの説明は以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第3条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調

査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明をさせていただきます。議案集は1枚めくって頂きまして、3ページ上側になります。もう一つ、位置図につきまして1ページめくっていただいたところの裏になりますのでご確認ください。農地の所在は渡津町●●●番、地目は登記地目、現況地目どちらも畑です。面積は●●●㎡で3条の有償移転となります。譲渡人と譲受人についてはご確認ください。本藤行政書士さんの代理申請です。対価は10aあたり●●●円で、担当委員は佐々木委員です。簡単ですけど、こちらからの説明は以上です。

会長 それでは、調査結果について私の方からのご説明をいたします。位置図は1ページ、再発送して頂いた位置図をご覧ください。申請地は、国道9号線江津バイパス東口から大田方面へ、約1キロ弱の所にあります。手前に●●●●あるいは●●●●の敷地が少し載っていますけれど、●●●●を過ぎて左折をして、右に行った所に●●●●がございます。その隣接した渡津町●●地区になりますけれど、9月14日に野村推進委員に同行して頂いて、一緒に現地の農地を確認いたしました。ですけれども、野村推進委員と現地を確認した所、前回いただいた位置図の面積等に不明な点がございまして、再度、事務局の方に調べて頂いて、なお同行して頂いて、再度野村推進委員と高井次長、現地の畑の側に●●さんという方がおられますけれど、4人で現地を見に行きました。位置図は差し替えて頂いた位置図を見て頂いて、●●●●と●●さん宅の間に名前の無い家がございしますが、その家は2年くらい前に新しい方がリフォームをして生活をされていますが、その際に今回の譲受人の●●さんが●●●●●の役員でして、今回●●●●●さんがいろいろと関わっておられるという事で、申請人の本藤行政書士さんに確認をしましたら、●●さんはここにいますように、●●●●●に住まわれておりますけれど、●●の方で約2haの水稲を耕作されているということです。江津へも出掛けられて、野菜を作ると言われておりました。農地を確認した際、以前からこの農地は隣接している●●さんが、従来から頼まれてこの農地で野菜作りをされているということから、現在も引き続き野菜を耕作されておられます。当日も、何種類もの野菜を作られておられました。ということで、●●●●●の役員でおられる●●さんが、こちらの農地を取得して●●から出向いてでも野菜を作られると、●●さんと一緒に

作られるのではないかなと思いますが、このことから申請については問題無いかと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。私からは以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。質問ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　はい、質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　はい、挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 　次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　はい。それでは説明をさせていただきます。議案集は同じく 3 ページの下側になります。位置図につきましては 2 ページをご覧ください。農地の所在は敬川町●●●番●になります。地目は登記それから現況どちらも畑です。面積は●●㎡です。権利は 3 条の有償移転となっております。譲渡人と譲受人についてはご確認願います。本藤行政書士さんの代理申請で、対価は 10a あたり●●●●円です。担当委員は大村委員です。以上で説明を終わります。

会 長 　それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

7 番委員 　はい。位置図の 2 ページをご覧ください。コメリの前の国道 9 号線を入りまして、約●●m 進みまして、右にまがって約●●m 行ったら申請地があります。周りは畑になっておりました。すみません、あとはご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　はい。ただ今説明と調査結果の報告がありました。この件について、質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　はい、質問が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。



会 長 はい、質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 はい、挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集は 4 ページの下側になります。位置図は 4 ページになりますので、ご確認願います。農地の所在は敬川町で 3 筆あります。●●●番●、登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●㎡です。そして同じく敬川町●●●番●、登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●㎡です。そして同じく敬川町●●●番●●、地目は登記地目、現況地目どちらも田です。面積が●●●㎡です。初めの 2 筆、●●●番●と●●●番●は、所有者が●●●●さんです。●●●番●●は●●●●さんが所有者になります。譲受人は●●●●●●●●です。ここを駐車場に使用するというこことで、所有権移転の申請が出ています。申請は本藤行政書士さんが代理でされています。対価は 10a あたり●●●●●●円となっています。工期は許可の日から令和 3 年 3 月末日を予定しております。担当委員は大村委員です。以上です。

会 長 はい。それでは大村委員から調査結果の報告をお願いします。

7 番委員 はい。それでは位置図の 4 ページをご覧ください。左上から下へ県道下府江津線が走っています。9 号線の敬川橋東詰交差点から約●●キロぐらいの所に、●●●●●●●●下に●●●●があります。現地を 9 月 17 日に確認しました。●●さんと話をしましたが、●●さんの土地と田んぼの間に水路がながれています、その水路を●●●●のほうに水路を変えて、そこを埋め立てして駐車場にしたいということでした。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 はい。ただ今説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、ご質問等はございませんか。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい、質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい、挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

非農地証明

《 後地町 》

会 長 次に日程第5、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員、河村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明をします。議案集は最後のページになります。位置図については、1枚めくって頂きまして5ページになりますので、ご確認願います。非農地証明の説明ですが、農地の所在は後地町で3筆あります。●●●●番●、それから●●●●番●、そして●●●●番●です。それぞれ登記地目が畑、現況地目は原野となっております。面積ですけれども、●●●●番●が●●●㎡、●●●●番●が●●●㎡、●●●●番●が●●●㎡となっております。所有者は●●●●さんです。●●●のお住まいです。非農地の事由は、昭和55年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということです。申請は、本藤行政書士さんが代理で出しております。担当委員は藤井委員と河村推進委員です。私の方からの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

4番委員 はい。それでは説明します。位置図の5ページをご覧ください。9月15日に河村推進委員と現地の確認をいたしました。位置図の下に国道9号線が東西に通っているのですが、左にある●●●●はJR浅利駅から西へ●●●m程の地点になります。こちらを上側、海側に約●●●m進みますと●●●●●●の工場に突き当たりまして、更に東に約●●●m進んだ所に●●という砂取り屋がありまして、この丁度●●●●●所に位置します。こちらは全体を見渡しても、どこにも農地が無いような荒れた土地なのですが、写真のとおり木も生えていまして、見渡しても周りにも農地らしいものは見当たらない状況でした。以上

です。

会 長 はい。続いて河村推進委員よりお願いします。

河村推進委員 それでは、説明いたします。9月15日に藤井委員と現地を確認いたしました。今、藤井委員が言われましたように、40年間耕作しておらず、ほとんど雑木で原野化しておりまして、その周りも農地と判断出来ないような状況でございました。これは非農地として見るしかないのでは無いかと思います。以上です。

会 長 はい。ただ今、説明と及び調査結果の報告がお二人からありました。この件について、ご質問はございませんか。

事務局 会長、すみません。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 すみません、補足説明させていただきます。事前に送付させて頂いた資料に、現況の写真等もありますので、併せて参照願います。以上です。

会 長 他にございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい、質問が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい、挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第3号「非農地証明の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、説明します。議案集は先程と同じ5ページの中程になります。位置図は1枚横の6ページになります。現地の資料としまして、非農地証明②という写真もありますので、ご確認願います。農地の所在は渡津町●●●番●になります。地目は登記簿が畑で現況が雑種地となっています。面積は●●●m<sup>2</sup>です。所有者は●●●●さん、●●●にお住まいです。申請地は昭和51年9月6日より既に耕作しておらず雑種地となっている。前面の道路は一

方通行であり、幅員は狭小、離合困難なため重機等を持ち入れることは難しく、容易に伐採・伐根等を行うことは出来ず、農地として復旧し再利用することは困難ということで、今回の非農地証明の申請が出ています。申請は、田中行政書士さんが代理でされています。担当委員は佐々木委員と野村推進委員です。なお、この場所につきましては、測量図が出ておりまして、現地に筆界の所を確認出来るようなコンクリートブロック等がありましたことを、申し添えます。以上です。

会 長 はい。それでは私から調査結果の報告をいたします。位置図は 6 ページをご覧下さい。非農地証明の写真がありますので、併せてご覧下さい。9 月 14 日に野村推進委員と現地を確認いたしました。野村推進委員は、既に農地パトロールでこの辺りを見て頂いていたようですけれども、再度ご同行をして頂いて一緒に見て頂きました。位置図にありますように、ここは江津バイパス 261 号線の交差点を起点としますと、桜江方面に●キロも行かない所で道中、江の川堤防沿いの一方通行に入る所がございます。その一方通行を少し桜江方面に行った所に、今回の非農地証明の現地がございます。写真の最後のページをご覧のように、この場所は国道あるいは堤防、江の川、それから一方通行でも非常にそんなに不便な農地ではないように見えます。ただ、一連の写真にあるように、大きな大木が生い茂っている状態です。先程、説明にもありましたように、昭和 51 年 9 月から耕作しておられないということですが、もう既に雑種地となっている。道路も一方通行であるのですが、確かに狭くて車一台がやっとの所です。そのようなことで、この農地の木を伐採して復旧することは困難かなと思います。位置図の周囲を見て頂くと、周りには家と畑がありますが、家には名前がありません。空き家が見られています。それから庭先あるいは空き家周辺も雑草が生い茂っている状態です。約 45 年間、耕作放棄をされていたということだろうと思います。非農地証明発行基準の長期間耕作放棄した為の自然かい廃、雑木等が繁茂し農地の復旧が困難なため、これに該当すると思われます。そのことから、この非農地証明について問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、野村推進委員よりお願いします。

野村推進委員 はい。先週 14 日ですが、佐々木農業委員と同行いたしまして、現地の

確認をいたしました。昭和 47 年の水害後に堤防の嵩上げがされまして、立派な堤防が出来ているのですが、その後、道路等も昔はもっと私の記憶では広がったように思いますが、今お話にありましたように今は一方通行で車一台がギリギリというような状況に周辺の様子も変わっています。また、空き家が位置図にありますように何件かありました。現地の状況ですけれど、写真にあります先ほど話が出ました大木が、電信柱よりも遥か高い所まで伸びておりまして、約 20m 位はあるのではないかと感じました。幹回りも 1m 位はあるのではないかと思いました。その他に 4m から 5m の木が、松や雑木が点在しておりまして一面が雑種地という状況になっておりました。以上のような状況で、農地への復旧は容易ではないと感じます。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　はい、質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　はい、挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 2 については、証明することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　はい。それでは説明をします。資料は別冊になります。事前にお配りしておりますが、これをご確認願います。1 枚めくって頂きまして、今回の計画にかかる所の総括表のようなものがございます。江津地区で、波積町北で 2 筆、田になります。合わせて●●●●㎡です。桜江地区は、桜江町川越で畑が 1 筆、●●●●㎡、そして桜江町田津で畑 3 筆、合わせて●●●●㎡になります。江津市の合計としまして、田畑合計の 6 筆、合わせて 7,429 ㎡になります。これは全て新規の集積となっております。1 枚めくって頂きまして、2 ページ目の所からそれぞれの筆の詳細が書いてあります。ここで少し説明をさせて下さい。①と②の波積町北ですが、ここの所の単価が 1 筆あたり総額で●●円とい

う形になっております。10aあたりで換算しますと、●●●●円という形になりますので、補足説明させて頂きます。また、賃貸借という所で付帯条件ということが書いてあります。これが何でかと言いますと、ここの利用権の設定を受ける者が法人ということで、このような形の条件を付けさせて頂いているということでした。ここの所は差し替えをしてもらっている所だと思しますので、ご確認下さい。1枚めくって頂いた後から、その場所につきまして航空写真、白黒で申し訳ありませんが、こういった場所になるということと、一番下の最後の所で江津市の管内図で、それぞれの地区の所が、場所がここですよと皆さんご存じとは思いますが示してあります。以上で説明を終わらせて頂きます。

会 長 はい。ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい、質問等が無いようであります。採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい、挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他について、事務局から総会に係るべき案件がございます。事務局、お願いします。

事務局 はい。それでは少し説明をさせて頂きます。今日、お配りしました1枚紙の資料をご確認願います。後でも少し説明をしますが、総会後の所で情報提供という形で説明をするのですが、それぞれの許可申請を出される時には、法務局の統括が発行される登記事項証明を付ける必要がございます。これは、法務局の窓口で直接受け取るか、もしくは郵送で請求をするという形で、申請者にとっては手間と時間がかかるといったことになっております。この分を、今日お配りしました登記情報提供サービス、こういうのをインターネットで請求することによって、今示した緑色の登記事項証明ではなくて、このような形の、内容としてはほとんど同じなのですが、登記の中身が全部書いてあるような物が発

行出来ます。これに変えることが出来るというふうになっております。この対応を江津市農業委員会も行うこととしましたので、今後は3条、4条、5条の申請等に、このような全部事項も可能ですし、こういった登記情報サービスを使った物でもOKと、これを受理するといった方向に変えさせて頂ければと思います。この登記情報サービスは、先程も申し上げましたけれど、自宅のインターネット、当然会員の登録は必要なのですが、申請者さんがそれを行いますと、その時点で登記の中身が確認出来るという形になります。それで、事務局の所は検索で出てきた、ここに番号が出てきております。この照会番号という所で、農業委員会も登録をしていますので、この照会番号、牛の識別番号のような何桁かの数字がありまして、これを打つことによって登記の中身が、全部事項証明と同じ物が確認出来るといった形になります。利用者さんの利便と、こちらの全部事項証明の代わりに出す登記情報サービスの分だと、1件あたり安く請求が出来る形で、そういった面も含めて、これからは登記情報提供サービスの照会番号で申請を受け付けるというふうに、書類をどちらでも出来るような形に対応していきたいと思います。そのことについて、皆さんへの確認とご意見等を頂きたいと申し上げます。以上です。

会 長 事務局より登記情報提供サービスについて説明がありましたが、ご理解いただいていますでしょうか。よろしいでしょうか。皆さんからご意見ございますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 よろしいでしょうか。皆さんの方で、その他、何かございますか。はい。

階本推進委員 非農地の変更と言うのは、結局今回の調査で分かったことは、非農地証明が出たからと言って、次から次とみんな工事されるのですか。登記簿上は変更ないのです。まずそこを確認しないと、畑とか田んぼと書いてあっても、その近くの周りを見ても全くそういう、本来無い訳です。例えば、今日非農地証明が出ましたと言われて、そうやって業者とかが何か色々な事をされるのですか。私が聞きたいことは、そういう場合は雑種地とかに変更された上でないと、出来ないのではないかと。今回の調査で番地で田畑となっていたけれど、そこはもう全くそういう形跡が無い訳です。それがどういうことなのかということ、確認したいのですが。膨大な時間をかけているんです、本当は。

会 長 事務局いかがですか。

事務局 まず先に、非農地証明についてですが、この非農地証明はあくまで農地でないことの証明ですので、そのあとにどのような形の計画があるかということは、あまり問われておりません。ただ、この非農地証明等もしくは転用の4条、5条の許可の書類があると、統括はそれによって登記地目が変更出来るというふうにありますので、そういった所で非農地証明の所の確認をさせてもらっている所です。逆に言いますと、4条5条だとその転用後に何かしらの計画がありますので、これを先程工期はいついつとを申し上げましたけれど、この工期以内に転用の事実の事をやって下さいという許可が、条件として付いています。ですので、4条5条についてはその後、農地が何かに変える計画があつてのことです。非農地証明というのは、現状の所で農地では無い状態、あとでプレゼンをしようと思っていたのですが、ここでも説明をさせていただきますけれども、元々、この現地の状況調査をして頂いております。その中でB区分の非農地の所については、農業委員会で今度、非農地通知というものを出すようになります。今まで、これがなかなか出来ていなかったのですが、こういった事を行うことによって、所有者さんから出てくる非農地証明、それは個別の案件が出てきたものに対して、こちら側が対応するといったような状況になりますけれど、非農地通知というのは、今皆さんにして頂いている利用状況調査、これによって非農地、荒廃農地であると確認した所については、こちらから通知をして農地ではございませんという形に通知をしていくと、当然こちらの台帳からも落ちていきます。そういった事の処理をするということが、本則の流れになります。後で、また総会後に資料提供がありますので、今日お配りした厚い資料がありますが、そこで説明をさせて頂けたらと思います。以上です。

会長 はい、よろしいですか。どうぞ。

湯浅推進委員 さっきの話で台帳から外すということでしたが、前々回に長谷の方で、一応非農地で証明してもらったのですが、今回の調査票を見たら、備考欄に非農地と書いてあって、そのまま残っていました。これはどういうことなのでしょう。台帳から外しますと言われましたが、結局外れていないから備考欄に非農地と出て残っている。

事務局 確認の野帳で出ている非農地というのは、元々の基準の年がありまして、

そこから年毎の集計を取りますので、そういった意味では野帳には残ります。ただ、今後こういった議案で挙げてくる農地の台帳という所からは落ちます。少しややこしいのですが、ここで審議する農地というのは、あくまで毎年日々更新しているものなのですが、野帳については何年か前からの分の、過去の集計をする必要がありますので、そこで非農地と出てきます。本来ですと、そこは確認して頂かなくても良かったので、印刷をするときにソートをかけて表示しないようにしておけば一番良かったのですが、すみませんがこちらの作業で漏れがあったかと思えます。一度、同じような印刷をしているので、他の地区でもそういったものがあったかもしれませんが、本来それは載せなくても良かった所です。申し訳ございません。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。他にご質問等ございますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第8回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は10月21日の水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前10時30分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員